平成２２年（フ）第２０７号

大阪府泉佐野市南泉ケ丘２丁目12番11号、申立時の住所大阪府泉佐野市南泉ケ丘２丁目２番12号

債務者　貝戸　明美

1　決定年月日時　平成22年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩路　広海
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月６日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１９４号

兵庫県姫路市東雲町２丁目１番３号、住民票上の住所兵庫県姫路市北新在家２丁目６番18号

債務者　山村　　恵

1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊井　公策
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４号

秋田県仙北市西木町上荒井字古堀田175番地３

債務者　伊藤利右衛門

1　決定年月日時　平成22年４月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　敏朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月17日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第４０号

熊本県八代市松江町365番地１

債務者　坂田　清子（旧姓後村）

1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人リーガル・プロ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第４１９号

京都市南区吉祥院石原長田町１番地の１　桂川ハイツ２号館402号室

債務者　杣本　圭一

1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　舩橋　恵子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月29日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４２０号

京都市南区吉祥院石原長田町１番地の１　桂川ハイツ２号館402号室

債務者　杣本　好恵

1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　舩橋　恵子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月29日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７３号

静岡県浜松市北区細江町気賀1433番地の４

債務者　渥美　千晴

1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長野　哲久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第４００号

堺市西区山田１丁1209番地11

債務者　長田　　修

1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小谷　隆幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４０１号

堺市西区山田１丁1209番地11

債務者　長田　敏子

1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小谷　隆幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４４０号

堺市南区原山台５丁１番21―205号

債務者　大塚　　浩

1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小谷　隆幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５６号

熊本市小山１丁目６番34号

債務者　山本　光利

1　決定年月日時　平成22年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉田　榮喜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８００号

名古屋市緑区大清水３丁目1208番地

債務者　東山　　崇

1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　義典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月６日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５３号

名古屋市北区水草町２丁目60番地の２　水草団地７棟1105号

債務者　吉川　邦男

1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾関　信也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月15日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８１２号

名古屋市中川区高畑２丁目173番地　坪井アパート南１号

債務者　兒嶋サキ子

1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　良周
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月21日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部